



長野県報

2月26日(木)
平成27年
(2015年)
第2652号

目 次

規 則

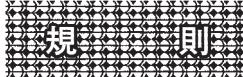
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）	2
------------------------------------	---

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	3
総合特別区域法に基づく指定法人の指定（産業立地・経営支援課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林（森林づくり推進課）	4
公共測量の終了（建設政策課）	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市・まちづくり課）	5

公 告

都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	5
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	6
一般競争入札（農地整備課）	6
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	7
一般競争入札（道路管理課）	8
一般競争入札（23件）（河川課）	9
一般競争入札（2件）（砂防課）	28
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	30
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	31
一般競争入札（県立大学設立準備課）	32



銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年2月26日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子
長野県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項中「第11条第1項第6号」を「第11条第1項第4号」に改め、同項第3号を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第11条第1項第14号」を「第11条第1項第12号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第11条第1項第15号」を「第11条第1項第13号」に、「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第11条第1項第16号」を「第11条第1項第14号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第11条第1項第17号」を「第11条第1項第15号」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同項を同条第5項とする。

第8条中「第37条後段」を「第36条後段」に、「様式第10号」を

「様式第9号」に改める。

第8条の2第1項を削り、同条第2項中「第76条第1項第6号」を「第76条第1項第4号」に、「様式第10号の2」を「様式第10号」に改め、同項を同条とする。

第10条中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改める。

第11条の見出し中「模造けん銃製造等」を「模造拳銃製造等」に改め、同条中「第103条第5項（府令第104条第2項）」を「第102条第5項（府令第103条第2項）」に、「模造けん銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」を「模造拳銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」に改める。

第13条を削る。

様式第2号の2及び様式第5号を削り、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とし、様式第8号を様式第7号とし、様式第9号を様式第8号とし、様式第10号を様式第9号とし、様式第10号の2を様式第10号とする。

様式第11号中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改める。

様式第12号中「模造けん銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」を「模造拳銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」に、「模造けん銃・模擬銃器の」を「模造拳銃・模擬銃器の」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

生活安全企画課



長野県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
清水医院	飯田市三日市場1065-1	平成27年2月1日
南山堂薬局 駒ヶ根店	駒ヶ根市下平2934番336	平成27年2月1日
ウェルシア薬局諏訪四賀店	諏訪市大字四賀1735	平成27年2月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療